

第1回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成24年9月20日(木)
15:00～17:00
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 川端総務大臣挨拶
- 3 大島総務副大臣挨拶
- 4 稲見総務大臣政務官挨拶
- 5 委員紹介
- 6 議事
 - (1) 検討会の運営について
 - (2) 今後の検討会の進め方について
 - (3) 自由討議
- 7 閉会

配布資料

- (資料1) 開催要綱(案)
- (資料2) 検討会のスケジュール(イメージ)
- (資料3) 関係法律の条文・閣議決定等
- (資料4) 地方法人特別税の創設の経緯
- (資料5) これまでの地方財政審議会の意見
- (資料6) 地方法人特別税に関する主な議論
- (資料7) 地方法人課税等の概況

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」開催要綱(案)

1. 趣 旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定(平成24年3月30日)を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進める。

※平成24年3月30日閣議決定(抜粋)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

2. 名 称

本検討会は、「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 委 員

地方財政審議会委員に加え、新たに、別紙の関連する分野の学識経験者や地方公共団体関係者を地方財政審議会令第2条に基づく「特別委員」(総務大臣任命)とし、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 会長は、検討会を召集し、主宰する。
- (2) 会長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

別 紙

地方法人課税のあり方等に関する検討会委員

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

神野 直彦 (会長)

木内 征司

佐藤 信

中村 玲子

松本 克夫

(特別委員)

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

関口 智 立教大学経済学部准教授

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

沼尾 波子 日本大学経済学部教授

林 正義 東京大学大学院経済学研究科准教授

吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

石井 隆一 富山県知事(全国知事会地方税財政常任委員会委員長)

吉田 友好 大阪狭山市長(全国市長会都市税制調査委員会委員長)

汐見 明男 京都府井手町長(全国町村会財政委員会委員長)

地方法人課税のあり方等に関する検討会の
スケジュール（イメージ）

第1回：研究会の運営、検討課題の確認、

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に係る創設の経緯

とこれまでの議論

地方法人課税等の概況 等

第2回：地方法人課税制度の概要 等

第3回以降：有識者等に対するヒアリング

（原則として毎月1回開催）

(資料3)

関係法律の条文・閣議決定等

○地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年四月三十日法律第二十五号) (抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年三月三十一日法律第十三号）（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

○社会保障・税一体改革大綱（平成二十四年二月十七日閣議決定）（抄）

第2部 税制抜本改革

第3章 各分野の基本的な方向性

5. 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十八号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について
 (平成二十四年三月三十日閣議決定) (抄)

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

(別紙)

事項	今後の対応の方向
課税の適正化	○ 課税の適正化を進める観点から、番号制度の着実な導入など取引等に係る納税環境の整備を進めるとともに、現行の外形標準課税も含め、課税のあり方について検討する。
地方法人特別税	○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

○衆議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会（平成二十四年六月五日）
坂本哲志君（自民）の質疑に対する総務大臣答弁 ー抜粋ー

その中で具体にお触れ頂きました地方法人課税に関連する議論でありますけれども、これも地方法人特別税・譲与税は、法律としては税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として平成20年度税制改正で創設をされました。いまこのまま、ポッとやめると偏在が一気に拡大してしまうという、一定の役割を果たしておりますのでこれを見直す際には、地方法人課税の在り方を見直すことで、いわゆる地域間の偏在の是正をするということにならなければいけないということでもありますので、この法案に基づく地方消費税率の引上げ時期を目途として実施するということにしておりますので、審議会のご意見も頂いておりますが、地方団体からの意見も踏まえながら国・地方の税制全体を通じた幅広い議論を行うべく専門的に検討する場を設けるよう今準備をしております。3月30日の閣議決定において地方消費税率の引上げ時期を目途ということにしておりますので、引上げは平成26年4月、平成27年10月に予定されているところであり、最初の引上げ時期、すなわち平成26年4月の実施前にはその内容が明らかになるよう検討を進めてまいりたいと思っておりますし、具体的な施行時期については抜本的な見直しの内容に併せて検討してまいりたいと思っております。以上です。

(資料4)

地方法人特別税の創設の経緯

地方法人特別税立案時の地方間の税源偏在の状況①

※平成19年4月25日経済財政諮問会議提出資料に、平成22年度決算の数値を加えたもの。

(1) 地方税の偏在の状況

	偏在度（1人当たり税収：最大/最小）		集中度（東京 / 全国）	
	平成17年度	平成22年度	平成17年度	平成22年度
地方税全体	東京 / 沖縄： 3.2倍	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 東京 / 沖縄： 2.7倍	17.3%	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 17.0%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 東京 / 沖縄： 2.6倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 16.7%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 東京 / 沖縄： 2.6倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 16.5%
地方法人二税	東京 / 長崎： 6.5倍	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 東京 / 奈良： 5.4倍	25.8%	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 24.6%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 東京 / 奈良： 5.4倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 25.0%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 東京 / 奈良： 4.0倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 22.0%
地方消費税 （清算後）	東京 / 沖縄： 2.0倍	東京 / 沖縄： 2.0倍	14.1%	14.9%

※都道府県・市町村分を含む。

地方法人特別税立案時の地方間の税源偏在の状況②

※平成19年4月25日経済財政諮問会議提出資料に、平成19年度決算及び平成22年度決算の数値を加えたもの。

(2) 地方税収額の推移

	平成15年度 決算額	平成19年度予算額	平成19年度決算	平成22年度決算額
東京都	3兆9,360億円	5兆3,030億円 (15比+1兆3,670億円)	5兆4,973億円 (15比+1兆5,613億円)	〔地方法人特別税を事業税として復元〕 4兆5,228億円 (15比+5,868億円)
	—	—	—	〔地方法人特別税・譲与税を含む。〕 4兆3,649億円 (15比+4,289億円)
15年度財政力 指数下位8県	6,594億円	7,989億円 (15比+1,395億円)	7,922億円 (15比+1,328億円)	〔地方法人特別税を事業税として復元〕 7,152億円 (15比+558億円)
	—	—	—	〔地方法人特別税・譲与税を含む。〕 7,457億円 (15比+863億円)

※各年度とも、各年度決算統計中の地方税収入額を記載。

※平成15年度財政力指数下位8県とは、島根県、高知県、鳥取県、長崎県、秋田県、宮崎県、沖縄県、和歌山県。

※東京都の地方税収は、都区財政調整に係る調整税を含む。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯①

平成18年12月14日 平成19年度与党税制改正大綱(自由民主党・公明党)

第一 経済・社会を安定的に支える税制に向けて

法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく必要がある。

平成19年1月26日 安倍内閣総理大臣施政方針演説

地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え、押しつけるという、戦後続いてきたやり方は、もはや捨て去るべきだと考えます。

地方のやる気、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番よくわかっている地方がみずから考え、実行することのできる体制づくりが必要です。地方分権を徹底して進めます。新分権一括法案の三年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しを行います。その上で、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体間の財政力の格差の縮小を目指します。道州制については、さらに議論を深め、検討してまいります。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯②

平成19年1～3月 国会において地域間の財政力の格差の問題が何度も取り上げられる。

(参考例)

平成19年2月5日参議院予算委員会

○尾身幸次財務大臣

例えば東京都におきましては、十八年度の基準財政収入が基準財政需要を約1.4兆円上回っているわけですが、この額は、最も財政事情が悪い八つの県の財源不足の合計額とほぼ同額になっている。八つの県といいますのは、島根県、高知県、鳥取県、長崎県、秋田県、宮崎県、沖縄県、和歌山県。この全部の財源不足額の合計が東京都の一つの財源過剰額に匹敵すると、こういうことになっているわけですが、こういう状況を考えますと、地域間の財政力格差の問題につきまして、今後、総務大臣ともよく相談をしながら真剣に取り組んでまいりたいと考えているわけでございます。

○菅義偉総務大臣

東京一極集中の話がありました。実は、私もさきの会合の中で東京問題というものを初めて実は指摘をさせていただきました。この問題についてやはり私どもも議論をしなければならない時期に来ているのではないかなと、今の状況がそのまま行けばですね、そういうふうには思っております。

ただ、この地方税の隔たりについては、法人二税が集中をしているわけでありましてけれども、偏在の少ない税というものを私どもは考える必要があると、このように思っております。

平成19年4月25日 経済財政諮問会議資料「地域間の財政力差の縮小について」(菅義偉議員(総務大臣)・尾身幸次議員(財務大臣)提出)

○近年、地方法人二税の税収が急速に回復していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力の差が拡大する傾向。

○この問題については、早急に対応すべき課題。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯③

5月25日 経済財政諮問会議資料「地方分権改革について」(菅議員提出)

Ⅲ 地方分権を支える偏在度の小さい地方税体系の構築

地方税を充実し、偏在度の小さい地方税体系を構築する

本年秋以降の消費税を含む税体系の抜本的改革や地方分権改革を通じ、

- ・ 国と地方の歳出比(4:6)を踏まえ、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実
- ・ 地域間の偏りが最も小さい地方の基幹税である地方消費税の充実などにより、できる限り偏在度の小さい地方税体系を構築
- ・ 地方消費税の充実とあわせ、法人課税の国・地方の配分のあり方の見直しなどにより、税収の偏在を是正

特に、税収の偏在の是正に早急に取り組む

同日 同「尾身議員提出資料」(尾身議員提出)

2. 地域間の財政力格差問題への対応

- ・・・地域間の財政力格差問題は、地方団体間の調整で対応するとの基本的な考え方に立った上で、検討を進めるべき。
- 地域間の財政力格差の最大要因は、地方法人二税の税収が偏在していること(最大/最小:6.5倍)。このため、財政力格差を是正するには、偏在の原因である地方法人二税自体の配分の見直しを検討することが重要。

同日 同「地方税財政改革による自治の確立」(伊藤隆敏議員・御手洗富士夫議員・八代尚宏議員提出)

原則2 地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする

・地方間の偏在度を小さくする工夫を行うべきである

一例えば、

- ①偏在度の大きな法人二税について按分を変える方法、
- ②偏在度の大きな法人二税と小さな地方消費税を同額ずつ増減税する方法、
- ③偏在度の大きな法人二税を交付税財源にし、交付税財源である消費税を同額地方消費税とする方法、

等が考えられる。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯④

11月8日 経済財政諮問会議資料「地方の元気が日本の力(第2)「地方と都市の共生」プログラム(地方税財政上の対応)」(増田寛也議員(総務大臣)提出)

Ⅱ 地方税改革の方向を踏まえつつ、地方税の偏在を是正

2. 偏在是正の方法＝税源交換を基本に検討

偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい地方法人二税を交換。(当面、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、地方法人二税を国の法人税の地方交付税分に、それぞれ一部移管することを中心に検討)

同日 同「額賀議員提出資料」(額賀福志郎議員(財務大臣)提出)

地域間の財政力格差の問題について

1. 基本的考え方

国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況にある一方で、個別地方団体間では大きな財政力格差が存在。こうした状況の下で、地域間の財政力格差の問題については、地方団体間の水平的な調整で対応すべき。偏在の最大要因である地方法人二税の配分の見直しが最も効果的。

4. 税源交換について

なお、消費税と地方法人2税との税源交換については、国の法人税と地方法人二税との間では、課税標準等に相当の違いがあり(注)、地方法人二税から法人税へ税源移譲を行った場合、個々の納税者の税負担を相当変動させることが不可避であることに留意が必要。政府部門内の財政調整のために個々の納税者の税負担を変動させることは、国民の理解を得られないのではないか。

(注)法人事業税(地方税)には、収入金課税や外形標準課税など所得課税でない課税の仕組みがあるほか、法人税(国税)との間で様々な制度上の相違がある。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯⑤

11月22日 「地域活性化緊急対策～暮らし、仕事、希望の再生～」(自由民主党・地域活性化特命委員会)

2. 地域活性化に向けた課題と政策提言

①地域間の財政力格差の縮小

(c) 当面の方策

偏在是正の方法については、

- ①偏在性の小さい地方消費税を引き上げる一方、交付税算入対象から消費税を外し、地方法人課税と交換する方策や、
- ②本年度は消費税の見直しと切り離し、地方法人二税の配分を見直す方策、
- ③まず国が地方交付税総額の一部を緊急措置として復元し、その上で税以外の方法による時限的措置を講ずべき

等の提案がなされた。地方税の見直しに係る具体的方策については、党税制調査会の議論にゆだねることとするが、地方の歳出構造の変化を踏まえた地方税改革の方向を明確にするとともに、その方向に沿った具体策となる必要がある。

いずれにせよ、①今回の偏在是正は都道府県間を対象とし、市町村税は後日に譲ることとするが、さらに、②偏在是正の方法如何を問わず、これによって生み出された財源は、新たな地方再生・地域活性化対策費として地方交付税の特別枠とし、その上で、市町村に配慮し、地方負担の軽減や合併後の対策、地域活性化に資するよう重点配分する仕組みを検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯⑥

11月20日 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(政府税制調査会)

国民がゆとりと豊かさを実感でき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する観点から、地方分権改革に取り組んでいく必要がある。地方の活力を取り戻すためにも、地方の自立を推進し、真の地方分権を確立しなければならない。納税者が身近なところで税を納め、その用途をチェックすることの意義も大きい。こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。また、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正し、その格差の縮小を目指すことが喫緊の課題となっていることから、総合的な検討を進め、早急な対応を図るべきである。

(その他の主な意見)

- ・ 国際的に見て地方法人課税がない国もある中、法人が地域間で移動しやすいことを踏まえ、地方税として法人に課税することが税体系上妥当か。
- ・ 法人も地方サービスから受益がある。法人事業税は応益性との関係で物税としての要素が認められており、外形標準化をすすめる所得課税の割合を落としていくことが望ましいと考えるが、法人課税が地方税にふさわしくないということにはならない。
- ・ 地方法人課税の税収の配分に水平的な調整が必要。
- ・ 国税と地方税の税目調整を含め、地方の税目については地域間格差の少ない税目に変えていくことが必要。
- ・ 地方法人二税の地域間格差については、税の観点からだけでなく、地方交付税のあり方とあわせて議論が必要。

地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯⑦

平成20年 1月11日 「平成20年度税制改正の要綱」(閣議決定)

八 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

1 地方法人特別税

(1) 納税義務者

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者とする。

(2) 課税標準

標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。

(3) 税率

①付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 148%

②所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 81%

③収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 81%

(4) 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が法人事業税の例により併せてこれを行うこととする。

(注)上記の改正は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

2 地方法人特別譲与税

地方法人特別税の創設に伴い、地方法人特別税の税収の全額を人口等一定の基準により都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。

3 その他所要の措置を講ずる。

(資料5)

これまでの地方財政審議会の 意見

「地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見」（概要）

（平成19年11月16日地方財政審議会）

第一 地方公共団体における財政力格差

- 地方歳出の抑制、特に財政力の弱い団体における地方交付税の抑制と、地方法人二税の急速な回復に伴う地域間の税収差の拡大を背景として、地方公共団体間の財政力の格差の是正問題が喫緊の課題に。

地方一般歳出の削減状況（平成11年度 → 平成17年度の削減率）

地方全体▲14.6% 財政力指数0.3未満の県▲24.3% 人口5,000人規模の町村▲24.9%

第二 財政力格差の拡大に対する基本的な対応方針

- 財政力格差の拡大への対応策の基本は、偏在度が小さい地方税の充実強化と、地方交付税制度の機能の適切な発揮。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、消費税を含む税体系の抜本的改革等と一体的に行うべきであるが、財政力格差の拡大に早急に対応するため、先行的に地方税収の偏在是正方策を講じることが必要。
- 地方交付税の財源調整・財源保障機能を適切に発揮するために必要な地方交付税総額の充実確保、さらに各地方公共団体自身の税源涵養等の施策への取組みも必要。

第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策

- 地方税収の偏在是正に当たっては、あるべき地方税体系に向けた改革との整合性を十分に考慮するべき。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、地方消費税の充実を基軸に改革を行うべき。
- 税収の偏在性・安定性の観点から、国・地方を通ずる税体系全体の中で、法人所得課税について、国・地方の税源配分のあり方を検討するべき。
- 早急に地方税収の偏在是正を行う場合には、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべき。
- 地方税収の偏在是正に関し、地方法人二税の税収を地方公共団体間で水平的に配分するとの考え方は、受益と負担の関係を完全に分断する等、税理論上成立し得ない。

第四 地方交付税制度の適切な機能の発揮

- 地方交付税については、地域の再生・活性化や地域住民が将来にわたって安心できるための施策に必要な財源を確実に確保する必要。
- 各地方公共団体に交付すべき地方交付税の算定に当たっては、こうした施策に要する財政需要を適切に反映させる必要。

地方財政審議会における地方法人特別税に関する意見

○最近の意見

「今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応についての意見」
(平成23年12月16日)(抄)

地方法人課税は経済動向に応じて税収が大きく変動することや、税収が偏在するなどの課題を抱えている。地域間の税源偏在に対応するため、平成20年度税制改正で、法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。しかし、これはあくまでも税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方税の譲与税化であり地方税源充実の方向に反するうえ、その恒久化や更なる規模の拡大は、地方税の根本原則である受益と負担の関係を曖昧にする。社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべきである。

その際には、安定的な地方税の充実や地域間の地方税収の偏在是正を行う観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討するべきである。

○これまでの意見

「平成21年度の地方財政についての意見」(平成20年12月10日)(抄)

この間の税源偏在の拡大は、三位一体の改革による税源移譲とは関係のない法人関係税の増収の偏在によるものである。なお、景気回復により都市部の法人関係税を中心に地方税が増加したことにより、地域間の財政力格差が拡大したことに対しては、既に、平成20年度から暫定的に地方法人特別譲与税制度を導入するとともに、その財源を活用して地方財政計画上の特別枠として「地方再生対策費」を創設したところである。ただし、こうした措置はあくまで暫定措置であり、今後、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見

平成19年11月16日

地 方 財 政 審 議 会

地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見

平成19年11月16日

地方財政審議会

当審議会は、地方公共団体間の財政力格差の是正について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

関係機関においては、地方公共団体間の財政力格差の是正に当たっては、当審議会の意見を十分に参考にして、万遺憾なきを期するよう要請する。

第一 地方公共団体における財政力格差

現在、国・地方を通ずる厳しい財政状況の下、累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って財政健全化の取組みが進められている。この取組みにより、地方歳出の抑制が続く中で、特に財政力の弱い地方公共団体においては、税収が増加しても、それを上回って地方交付税が抑制され、歳出削減に懸命の努力を続けているにもかかわらず、厳しい財政運営を強いられている。

地方全体の一般歳出決算額は、平成11年度から平成17年度までの間に、国の一般歳出削減を上回る14.6%（11.5兆円）の削減がなされている。特に、財政力指数が0.3未満の県にあっては24.3%、人口5,000人規模の町村にあっては24.9%もの削減に及んでいる。

また、近年の景気回復に伴い地方法人二税の税収が急速に回復している中で、大都市をはじめ経済力が大きく、地方税源が集中している地域と、そうでない地域との間で税収差が拡大する傾向にある。

このような状況を背景として、地方公共団体間の財政力の格差の是正問題は、早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。地方分権を推進し、財政の自主性・自立性を確立していく観点に立って、財政力格差が拡大、あるいは固定化しないよう、適切な対応策を講じる必要がある。

第二 財政力格差の拡大に対する基本的な対応方針

財政力格差の拡大への対応策の基本は、偏在度が小さい地方税の充実強化によって地方の自主財源を強化するとともに、地方公共団体間の財政調整に重要な役割を果たしている地方交付税制度の機能を適切に発揮させることにあると考える。

このため、地域の住民生活に不可欠な行政サービスを確実に実施できるような財源を安定的に確保するとともに、地方分権を推進し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすといった観点から、当面、国と地方の税収比1：1を目指し、税源移譲を含む税源配分の見直しなどにより、地方税の充実強化を図ることが必要である。

他方、地方税を充実強化すれば、地方税源が充実している地域と、そうでない地域との税収格差、ひいては財政力格差が拡大するのではないかと懸念する声もある。このため、地方税を充実強化する際には、偏在度ができる限り小さい地方税体系を構築することが肝要である。

このような偏在度の小さい地方税体系の構築は、本来、消費税を含む税体系の抜本的改革や地方分権改革を通じ、地方税を充実強化する際に一体的に行うことが基本である。しかしながら、先に述べたような状況から、財政力格差の是正という喫緊の課題に対応するため、先行的に地方税収の偏在是正のための方策を講じていくことが必要である。こうした対策を講じることは、地方税の充実強化を図るための環境整備を進めるという観点からも重要である。

また、財政力格差については、地方税収の偏在是正という税制上の措置のみをもって対応することはできない。地方税のみでは標準的な行政サービス水準を確保することができない地方公共団体に対しては、地方交付税制度の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮する必要がある、そのために必要な地方交付税総額を充実確保しなければならない。

さらに、地方公共団体自身においても、財政力の強化に努めなければならない。地方公共団体が、自主的・主体的に、財政力の強化につながる地域の活性化や税源涵養のための施策に積極的に取り組む必要がある。

第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策

地方税収の偏在是正に当たっては、あるべき地方税体系に向けた改革との整合性を十分に考慮すべきであることは言うまでもない。現在の地方税体系において、地域間の税収の偏在度が最も小さい基幹税は地方消費税である。平成6年の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、平成9年度に導入されて以来、税収も安定的で偏在度も小さい地方の基幹税目として大きな役割を果たしている。

地方公共団体が担う行政サービスは、これまでの社会資本整備から、社会保障、地域福祉、子育て支援など、経常的・安定的に提供する必要がある行政サービスへと重点を移しつつある。少子高齢化の急速な進展に伴い、こうした地方の社会保障等に要する経費は今後、さらに増加することから、これらの財源を確保する観点からも、税収の安定的な地方消費税を充実させていくことが求められる。

今後、地方税の充実には、安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築することが必要であり、地方消費税の充実を基軸に改革を行うべきである。

地方法人二税は、法人事業税・法人住民税ともに、都道府県・市町村から法人が受ける行政サービスの対価として法人に負担を求めるものであり、経済成長にあわせ税収の伸長性がある地方の基幹税としてこれまで地方の財政基盤を支えてきた重要な地方税源である。平成15年度税制改正においては、法人事業税に外形標準課税が導入され、さらに応益課税としての性格を強めることとなった。今後とも地方の法人課税の果たす役割は重要である。

他方で、地方法人二税は、経済動向に応じて税収が大きく変動すること、都市部に税収が偏在するなどの課題も抱えている。税収の変動への対応については、地方法人二税の応益性強化の観点からも、将来的に外形標準課税の拡大も検討されるべきであるが、税収の偏在性・安定性という観点からは、国・地方を通ずる税体系全体の中で、法人所得課税について、国・地方の税源配分のあり方を検討するべきである。

消費税を含む税体系の抜本的改革に向けて、国・地方を通じて安定的な社会保障

財源を確保する等の観点から、消費税・地方消費税のあり方も議論されている。あるべき地方税体系の構築に向けた改革の方向性との整合性に鑑みれば、偏在度の小さな地方消費税を拡充していく中で、偏在度の大きな法人課税について国・地方の配分を見直すことなどにより偏在度の小さい地方税体系を構築することが重要である。

しかしながら、地方税収全体が増えない中で、早急な地方税収の偏在是正策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべきである。

税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる。

なお、地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分すべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体内に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。

地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない。

また、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意するべきである。

第四 地方交付税制度の適切な機能の発揮

地方公共団体間における財政力格差を調整するとともに、全国どのような地域で

あっても、一定水準の行政サービスを維持するための財源を確保することは、地方交付税制度の本来の役割である。

真の格差是正につながる地方の再生・活性化を図るためには、地方公共団体自身が、その実情に応じ、産業振興やこれを通じた新たな雇用の創出など、地域の活性化や税源涵養につながる施策を自らの創意工夫をこらして自主的・主体的に行っていく必要がある。

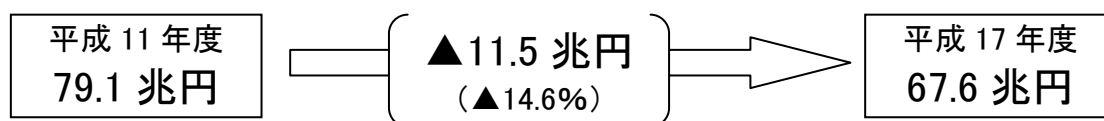
また、地域住民が将来にわたって安心して生活できることは、地方の再生・活性化を図る上での基礎的な条件であり、地方公共団体は、地域医療の確保、高齢者に対する福祉・介護サービスの充実、生活交通の確保といった地域住民の生活に密接に関連する喫緊の課題にも対応していかなければならない。

しかしながら、地方歳出が抑制される中で、先に述べたように、各地方公共団体はすでに相当の歳出削減を行っている。特に財政力の弱い団体にとっては、こうした地方の再生・活性化に向けた独自の新たな取組みを進めるだけの財源確保が困難である、との切実な声も聞かれるところである。

このような状況も踏まえれば、地方交付税については、地方公共団体が地域の再生・活性化や地域住民が将来にわたって安心できるための施策に取り組む上で必要な総額を確実に確保する必要がある。また、各地方公共団体に交付すべき地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域の状況にも配慮し、このような施策に要する財政需要を適切に反映させるよう、十分に意を用いていくべきである。

なお、一部には、地方税の偏在是正を通じた交付団体の税収増により地方交付税が減少し、その結果として地方交付税総額が抑制されることを懸念する声もある。そもそも地方税の偏在是正が財政力格差の是正を目的とすることに鑑みれば、そのようなことがあってはならないことは当然のことである。

地方一般歳出(普通会計決算)の削減状況



(単位：億円・%)

		平成 11 年度	平成 17 年度	削減率
都道府県	全都道府県(合計)	430,880	360,821	▲16.3
	財政力指数 0.45 以上(※1)	13,532	12,034	▲11.1
	財政力指数 0.3 以上 0.45 未満(※2)	7,422	5,881	▲20.8
	財政力指数 0.3 未満(※3)	5,863	4,439	▲24.3
市町村	全市町村(合計)	419,733	375,529	▲10.5
	人口 10 万人規模の市(※4)	270	251	▲7.0
	人口 5 万人規模の市(※5)	157	140	▲10.9
	人口 5,000 人規模の町村(※6)	40	30	▲24.9

※1 17 団体(東京、愛知、神奈川、大阪、埼玉、静岡、千葉、茨城、福岡、栃木、群馬、三重、兵庫、広島、宮城、京都、滋賀)の平均

※2 16 団体(岐阜、岡山、長野、石川、福島、香川、新潟、富山、山口、北海道、奈良、山梨、福井、愛媛、熊本、徳島)の平均

※3 14 団体(山形、大分、佐賀、和歌山、青森、岩手、鹿児島、沖縄、宮崎、長崎、秋田、鳥取、高知、島根)の平均

※4 人口9~11万人の市(29団体)の平均

※5 人口4~6万人の市(69団体)の平均

※6 人口4~6千人の町村(109団体)の平均

} 合併した市町村を除く

(資料6)

地方法人特別税等に関する 主な議論

東京都等における地方法人特別税に関する意見①

○平成19年度東京都税制調査会中間報告(平成19年11月29日)(抄)

地方税は、地方の行政サービスに必要な財源を住民の負担能力と行政サービスの受益の程度に応じ、負担し合うのが原則である。法人の事業活動と税の帰属を切り離し、その所在地等に関係なく税収を配分することを主旨とする再配分案は、こうした受益と負担の関係を断ち切るものであり、地方税としての根拠を失わせるとともに、地域と企業の結びつきを弱め、結果として、地域の活力、ひいては日本全体の活力の低下をもたらすものである。

また、各地方自治体は、現在、法人二税について、地域特性を活かした企業誘致や超過課税を行うなど、課税自主権を活用して税収確保策を講じている。法人二税の再配分案は、こうした地方自治体の自主決定権を奪うものにほかならず、分権改革という時計の針を逆戻りさせるものである。

東京都等における地方法人特別税に関する意見②

○最近の意見

「平成25年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」(平成24年6月東京都)(抄)

4 法人事業税の不合理な暫定措置の確実な撤廃

法人事業税の不合理な暫定措置を確実に撤廃し、地方税として復元すること。

<現状・課題>

平成20年度税制改正で暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、・・・地方の重要な基幹税である法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するものであるが、そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

<具体的要求内容>

首都東京の防災力を一層高めていくためにも、不合理な手段で東京の財源を奪う暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

○これまでの意見

「地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元について」(平成21年12月東京都知事石原慎太郎・神奈川県知事松沢成文・愛知県知事神田真秋・大阪府知事橋下徹)(抄)

この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであり、我々は、その導入時から強く反対してきた。

・・・この急激な景気後退の直撃を受けた大都市の都府県では、企業収益の極端な悪化により、法人事業税は尋常でない水準にまで落ち込んでおり、早期の回復は到底見込めない状況である。このような中で、今後もこの措置を続けることは、極めて不合理である。

・・・現在、政府税制調査会において、大幅な政策転換につながる議論が進められているが、以上の点を踏まえ、この暫定措置の撤廃についてもあわせて議論し、地方法人特別税を早期に廃止し、地方の法人事業税として復元することを強く求める。

地方六団体における地方法人特別税に関する意見

○最近の意見

「平成25年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望(総務省関係)」
(平成24年7月20日全国知事会)(抄)

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

○これまでの意見

全国知事会会長声明「与党税制改正大綱の決定を受けて」(平成19年12月13日)(抄)

税収偏在の是正方法については、我々が求めた地方の法人二税と消費税の交換方式が採られず、暫定的とはいえ、法人事業税の一部を国税化し再配分する方式が採られることとなった。この点は、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題であり残念である。

新設の地方法人特別税は、目的実質は地方の税である。税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すべきものである。

その他の地方法人特別税に関する意見

○財政制度等審議会の意見

「財政の健全化に向けた考え方について」(平成23年12月9日財政制度分科会)(抄)

いずれにしても、ここで述べた地方税財政改革は、不交付団体の増加を目指すものであり、地方税収の偏在性に留意する必要がある。…偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、既存の地方法人特別税制度も活用しつつ、地方税の仕組みの中で不交付団体を含めた財政調整を行うことを検討する必要がある。具体的には、例えば「財政調整目的税」のような形で地方団体間の財政調整のコストを地方税として可視化し、縮小・限定された財源保障機能の分離を図りつつ、法定率分を含めた地方交付税制度をこのような地方税としての財政調整システムに収斂させることも将来の選択肢の一つであり、この点からも「国が関与しない財政調整の仕組みを検討すべき。」との政策仕分けでの提言を踏まえていく必要がある。

○日本経済団体連合会の意見

「平成24年度税制改正に関する提言」(2011年9月14日)(抄)

法人実効税率を30%～25%まで引き下げる際には、国税の法人税率の引き下げのみならず、地方の安定財源確保とあわせ、地方法人所得課税についても、大幅な縮減を含む見直しが不可欠である。まずは、平成20年度税制改正の経緯(地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税制抜本改革がなされる間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税および地方法人特別譲与税を創設)に鑑み、税制抜本改革の際には、地方法人所得課税の改革の第一歩として、地方法人特別税を廃止すべきである。

地方法人特別税暫定措置法国会審議等（概要）

- 地方法人税の一部を国税化し、地方に再配分するという方策は、受益と負担の関係が不明確となり、応益原則と負担分任原則の課税原則に反しているのではないか。また、これは自治体の自主課税権の否定、そして地方自治の侵害そのものではないか。
- 地方法人特別税は、形式上は国税という形で構成しているが、税収の全額は地方に譲与し、課税徴収も都道府県が行う税なので、実質的には地方の税源。
法制上も、賦課徴収等は法人事業税の例によるということで国税通則法の適用を除外し、国税徴収法上も地方税とみなしている。総務省組織令の中で、総務省の所掌事務として地方法人特別税の企画立案について入れているという点からも、実質的には地方の税源であり、地方自治の中で分権を目指している方向を否定するものではない。
- 消費税と法人税、地方法人課税のうち、地方の財政を安定させるためにはどれが適切か。
- 地方法人二税は、自治体がいろいろと企業を誘致するインセンティブをこの税によって持っているので、いろいろ努力をして、企業に稼いでもらって税収を自治体としてもいただく。こういう上で法人二税は非常にいい税である。
ただ、問題は景気に非常に左右されること。また、法人税収自体は急速に回復してきたが、税の偏在という意味では、分割基準をいろいろ変えたりはしたが、各都道府県の一人当たり税収額が六倍ぐらいに広がっている。もっとその格差を縮めなければいけない。
地方消費税は安定的な偏在性の小さい財源なので、これを基軸にもっと安定的な財源を地方税体系の中に加味していくと我々の目指す地方税体系が構築される。
- 地方法人税をその自治体以外の住民のために使うことは受益者負担の原則に反する。また、国が地方の税金を取り上げるのは、自主財源を拡充する地方分権に逆行するもので断じて容認できない。

(資料7)

地方法人課税等の概況

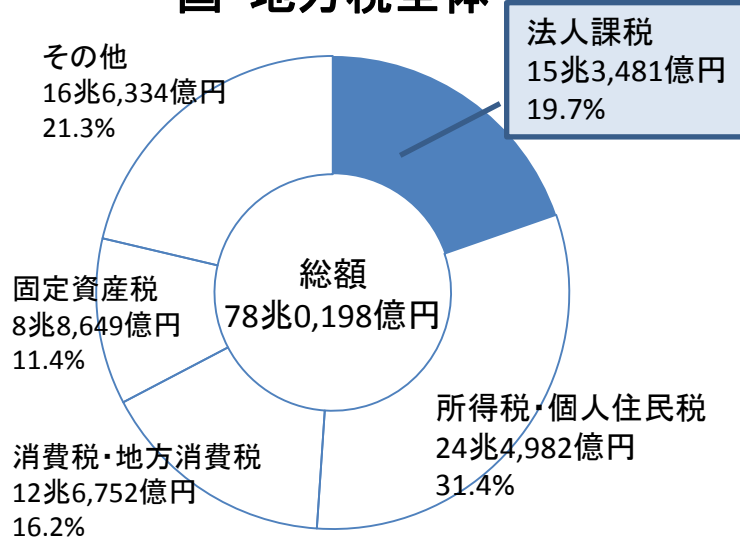
法人課税の体系（H24予算・地方財政計画計上額）

	税額	法人課税全体に 占める割合			
《法人課税総額》	152,200億円	100.0%			
＜国税＞					
法人税	88,080億円	57.9%	国の収入と なる税金	地方の収入と なる税金の中 に占める割合	
国分(66%)	58,133億円	38.2%			
地方交付税分(34%)	29,947億円	19.7%			
地方法人特別税(国税)	16,587億円	10.9%			
＜地方税＞			地方の 収入と なる 税金 94,067 億円		
法人住民税	24,635億円	16.2%		26.2%	
道府県・市町村					
道府県・均等割	1,360億円	0.9%		1.5%	
道府県・法人税割	5,415億円	3.6%		5.8%	
市町村・均等割	4,002億円	2.6%		4.2%	
市町村・法人税割	13,858億円	9.1%		14.7%	
法人事業税	22,898億円	15.0%		24.3%	
(道府県のみ)					
付加価値割	4,907億円	3.2%		5.2%	
資本割	2,840億円	1.8%	2.9%		
所得割	13,218億円	8.7%	14.1%		
収入割	1,933億円	1.3%	2.1%		

※ 事業税の内訳は、現年課税分の見込額に、当該見込額のシェアで按分した滞納繰越分及び24年度改正増減を加えた数値。

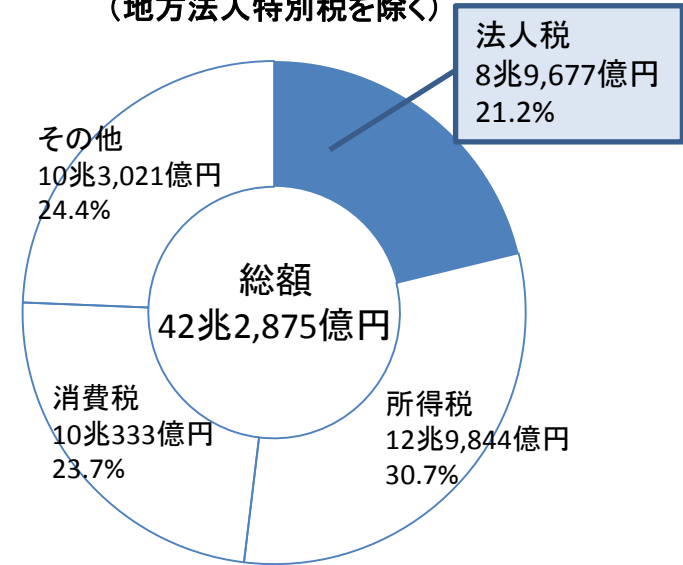
税収に占める法人課税の割合（平成22年度）

国・地方税全体



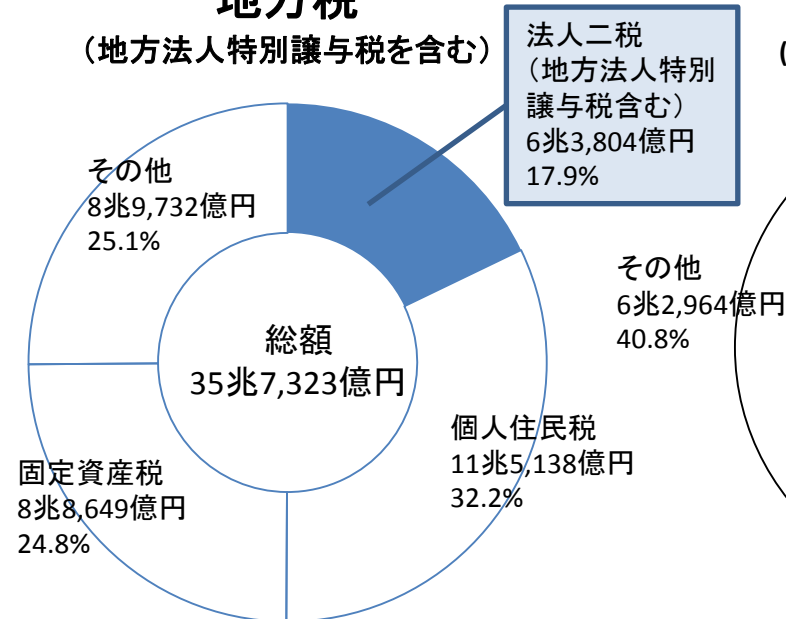
国税

(地方法人特別税を除く)



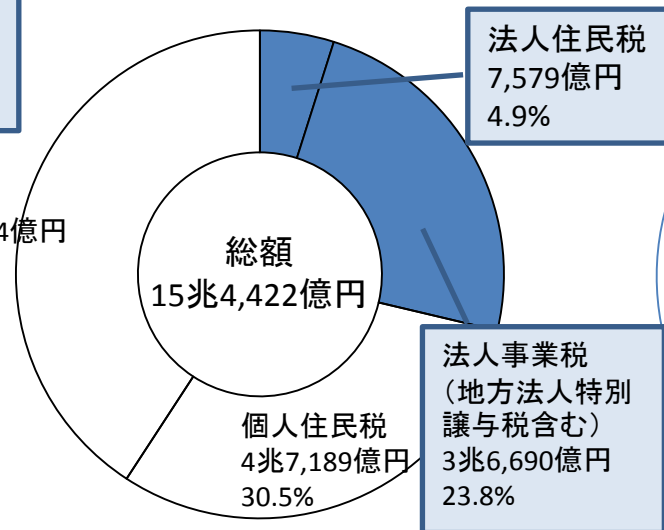
地方税

(地方法人特別譲与税を含む)

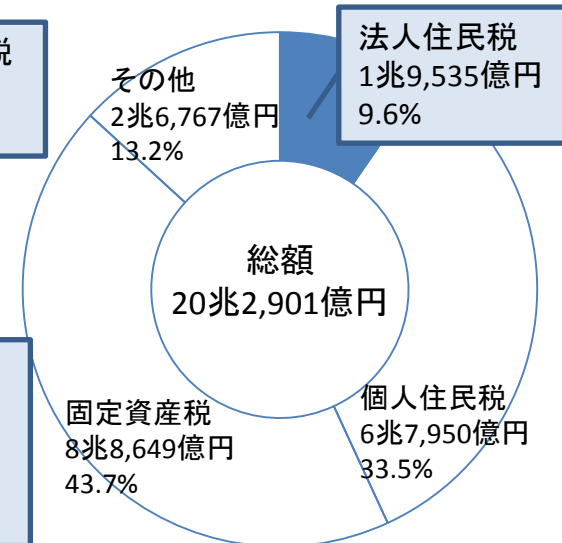


都道府県税

(地方法人特別譲与税を含む)



市町村税



法人課税に係る主な制度改正

(単位:億円)

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
昭和60			120,207 (38,466)	28,687	36,217
61			130,911 (41,892)	26,025	36,107
62	・昭和59年度の所得減税に伴う特別措置としての税率引上げが期限切れとなり、基本税率を43.3%→42.0%に引下げ	(法人住民税に自動影響)	158,108 (50,595)	31,030	43,377
63			184,381 (59,002)	35,972	53,324
平成元	・税制の抜本改革における国際的視点に立った法人税制の確立の観点から、基本税率を42.0%→40.0%に引下げ	(法人住民税に自動影響) ・法人事業税の分割基準の見直し(資本金1億円以上の製造業の法人の工場の従業者数を1.5倍に、銀行業・保険業の区分に証券業を追加)	189,933 (60,779)	39,084	60,904
2	・税制の抜本改革における国際的視点に立った法人税制の確立の観点から、基本税率を40.0%→37.5%に引下げ	(法人住民税に自動影響)	183,836 (58,828)	36,712	60,596

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
3	・法人臨時特別税(年300万円超部分の法人税額に対し2.5%)の創設(同年度限り)		165,951 (53,104)	36,339	63,036
4	・法人特別税(年400万円超部分の法人税額に対し2.5%)の創設(~5年度)		137,136 (43,884)	31,308	52,645
5			121,379 (38,841)	27,686	44,514
6		・法人の適正な負担水準や物価水準等の動向を踏まえ、法人住民税均等割の税率を引上げ	123,631 (39,562)	26,265	40,998
7			137,354 (43,953)	27,365	41,378
8			144,833 (46,347)	32,611	49,675
9			134,754 (43,121)	30,964	47,193

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
10	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活力と国際競争力維持のため、基本税率を37.5%→34.5%に引下げ ・課税ベースの拡大・適正化(～15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) ・法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率12%→11%) ・軽減税率の適用所得区分の見直し(適用所得額の引上げ) 	114,232 (36,554)	28,019	41,177
11	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な減税として基本税率を34.5%→30.0%に引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) ・恒久的な減税として法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率11%→9.6%) ・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32%→32.5%に引上げ 	107,951 (35,084)	25,189	36,228
12		<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32.5%→35.8%に引上げ 	117,472 (42,055)	26,712	38,259
13			102,578 (36,723)	26,903	40,075
14			95,234 (34,094)	23,267	33,753

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
15			101,152 (36,212)	24,763	35,450
16		・法人事業税への外形標準課税の導入 ・法人事業税所得割の税率を9.6%から7.2%に引下げ	114,437 (40,968)	27,217	40,251
17		・法人事業税の分割基準の見直し(非製造業に事務所数を導入、本社管理部門の従業者数の1/2割落としを廃止)	132,736 (47,519)	30,282	45,839
18		・法人関係税の恒久的減税の恒久化に伴い、法人税に係る交付税法定率を35.8%→34%に変更	149,179 (53,406)	34,827	52,331
19			147,444 (50,131)	36,980	54,703
20		・地方法人特別税、地方法人特別譲与税制度の創設	100,106 (34,036)	33,604	50,716
21			63,564 (21,612)	21,797	32,644
22			89,677 (30,490)	24,010	35,712

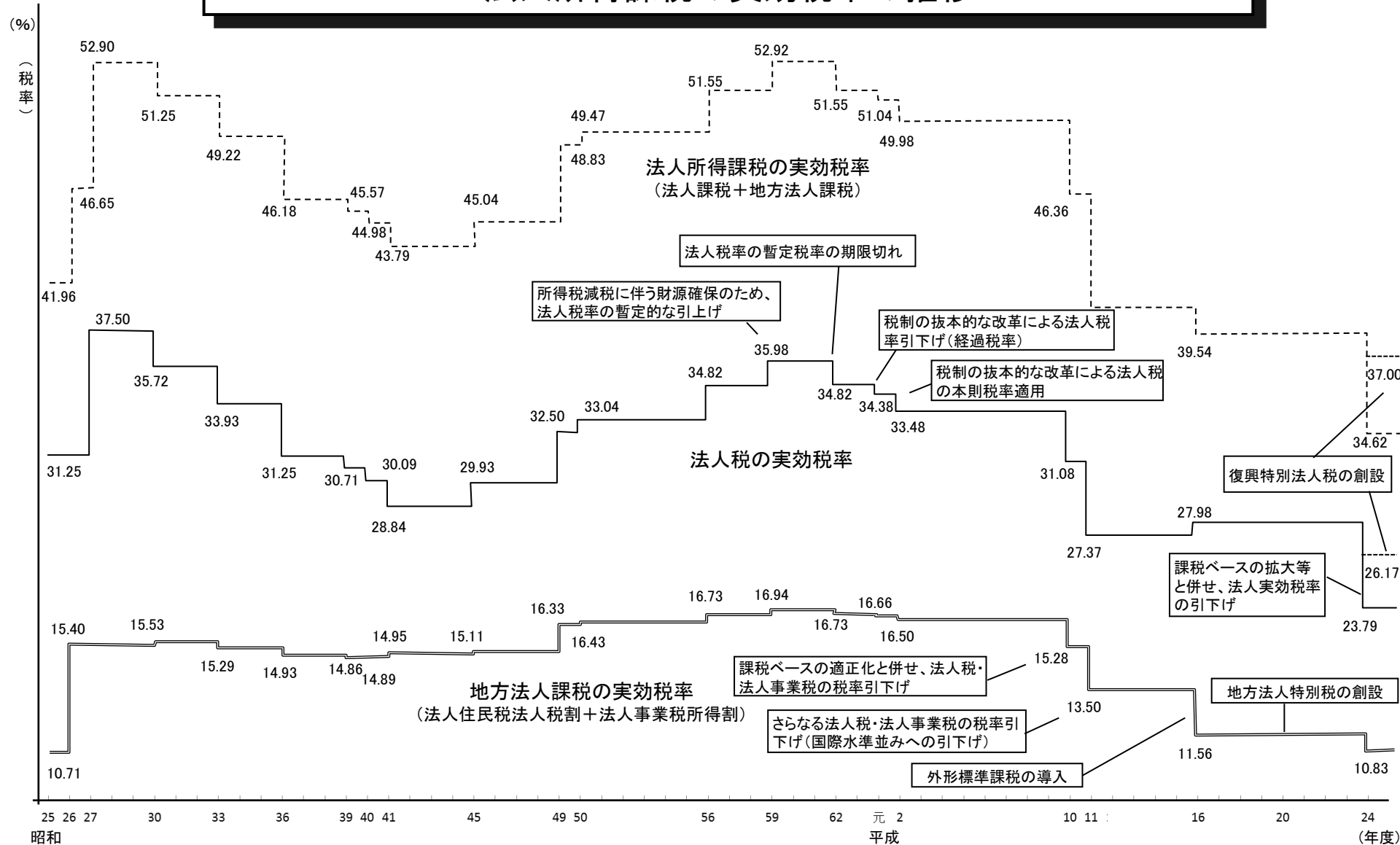
※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
23			77,920 (26,493)	22,684	37,111
24	<ul style="list-style-type: none"> ・基本税率を30.0%→25.5% に引下げ ・課税ベースの拡大 ・復興特別法人税の創設 (～26年度) 	(法人住民税に自動影響) (法人事業税収の増)	88,080 (29,947)	24,635	39,462

※H22までは各年度の決算額、H23及びH24は各年度の地財・予算額。

※「法人住民税税収額」及び「法人事業税税収額」は、超過課税は除く。また、「法人事業税税収額」については、地方法人特別譲与税を含む。

法人所得課税の実効税率の推移




- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
- 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
- 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものである。

地方法人課税等に関する今後の動向

1. 法人税の税率の引下げと法人課税の課税ベースの拡大等(平成24年度～)

(※一部、平成23年度より適用)

	(平年度影響額)
○法人税の税率引下げ(30%→25.5%)	▲1兆2,194億円
法人税の課税ベースの拡大等	5,849億円
政策減税等	▲1,413億円
 交付税原資(34%)の減少	▲2,638億円
法人事業税の増収	1,666億円
法人住民税の減収	▲1,394億円

※都道府県と市町村の増減収を調整するため、市町村の減収額相当額(991億円)について道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲(平成25年度～)

2. 復興特別法人税(法人税額の10%)の課税(平成24～26年度)

約8,000億円

3. 消費税及び地方消費税の税率の引上げ(平成26年度～、平成27年10月～)

 地方消費税収の増 3兆1,703億円

(平成22年度税収額から機械的に試算)